

	航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令案	参照条文	目次
○	航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)	(抄)	1
○	航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)	(抄)	2
○	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)	(抄)	14
○	運輸安全委員会設置法施行令(昭和四十八年政令第三百七十七号)	(抄)	15
○	運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)	(抄)	16

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）（抄）

（航空法の一部改正）

第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第十八条を削る。

第十七条第三項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中「次条」を「第十八条」に改め、「計画」の下に「（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同条において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）」を加え、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（修理改造検査）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機の修理又は改造のための設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の設計の一部の変更であつて、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したものは、前条第一項の規定の適用については、前項の承認を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも、同様とする。

4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

5 第十三条第二項の規定は国土交通大臣がする第一項及び第三項の承認について、同条第五項の規定は第二項及び前項の規定による確認をした者について、第十三条の三及び第十三条の四の規定は第一項の承認を受けた者について、第十三条の五の規定は当該承認を受けた設計に係る航空機について、それぞれ準用する。

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三条 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「、事故等調査」の下に「（第三項に規定する特定調査を除く。）」を加え、同条第三項中「見込まれる等」を「見込まれる状況にあることその他」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの（以下「特定調査」という。）を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし

、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（耐空証明等に係る手数料の額）

第二条 法第三百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。  
ただし、同表第一号から第三号までの証明又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、当該各号に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

別表第一（第二条関係）

納付しなければならない者		区		分		手数料の額
一 法第十条第一項の耐空証明を申請する者	イ 法第十条第五項第一号から第四号までに掲げる航空機以外の航空機	飛行機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	一 基の発動機を有するもの（以下「単発機」という。） 二 基以上の発動機を有するもの（以下「多発機」という。）	三百七十三万三千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）証明を申請する場合（以下「電子証明申請の場合」という。）にあつては、三百七十三万三千六百円）	七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合にあつては、七百四十九万八千九百円）
		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの				七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合にあつては、七百四十九万八千九百円）に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに五十万四百円を加算した額









				<p>ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が型式証明に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p>	
飛行機		回転翼航空機		滑空機	
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百十五キログラム以下のもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	動力滑空機	その他の滑空機
単発機	多発機	単発機	多発機		
三百六十万二千九百円（電子証明申請の場合にあっては、三百六十万二千八百円）	七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあっては、七百三万三千八百円）	六百七十三万四千七百円（電子証明申請の場合にあっては、六百七十三万四千五百円）	六百七十三万四千七百円（電子証明申請の場合にあっては、六百七十三万四千五百円）	百六十一万六千八百円（電子証明申請の場合にあっては、百六十一万六千七百円）	百三十四万四百円（電子証明申請の場合にあっては、百三十四万三百円）



滑空機		最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	回転翼航空機		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	飛行機		飛行船
動力滑空機	その他の滑空機		多発機	単発機		多発機	単発機	
百七十六万千円	百四十四万六千三百円	七百七十五万二千二百円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに四十七万二千九百円を加算した額	七百七十五万二千二百円	三百八十六万千七百円	七百七十三万六千九百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに四十九万八千六百円を加算した額	七百七十三万六千九百円	三百八十五万二千二百円	六百七十四万四千三百円（電子証明申請の場合にあっては、六百七十四万四千二百円）

						三 法第十六 条第一項の 修理改造検 査を受けよ うとする者	
						イ 国土 交通省 令で定 める大 修理又 は大改 造をす る場合	
						(1) 法第 二十条 第一項 第一号 の能力 について 同項 の認定 を受け た者が 修理改 造検査 に係る 設計及 び設計 後の検 査をし た航空 機	
飛行船	飛行機	滑空機	回転翼 航空機	最大離陸重 量三千七百 十五キログ ラム以下の もの	最大離陸重 量五千七百 キログラム 以下のもの	単発機	多発機
	その他の滑空機	動力滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	単発機	多発機	単発機	多発機
九万千円（電子検査申請の場合にあっては、九万千円）	五万三千円	九万四千円（電子検査申請の場合にあっては、五万三千九百円）	九万三千円（電子検査申請の場合にあっては、九万二千九百円）	九万三千円（電子検査申請の場合にあっては、九万二千九百円）	四万六千九百円	九万二千五百円	四万六千五百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあっては、四万六千四百円）
							七百七十一万三千円

ロ その他 の修 理又 は改 造を										
	(1) 第二十 条第一 号	(2) その他 の航空 機								
飛行機	飛行船	滑空機								
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	単発機	動力滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	回転翼航空機	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	多発機	単発機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	多発機	単発機
最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの				回転翼航空機						
九千八百円	九万五千九百円	五万五千九百円	五万七千三百円	九万六千八百円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに六千百円を加算した額	九万六千八百円	四万九千三百円	九万六千三百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに一万千円を加算した額	九万六千三百円	四万八千八百円	三万九千九百円（電子検査申請の場合にあっては、三万九千八百円）

合 する場

(2) 空機 他の航 機	飛行機		飛行船	滑空機		回転翼航空機		の能力 について の認定 を受け た者が 修理改 造検査 に係る 設計及 び設計 後の検 査をし た航空 機		
	最大離陸重量 五千七百 キログラム 以下のもの	単発機 多発機		動力滑空機	その他の滑空機	最大離陸重量 三千七百七 十五キログ ラム以下の もの	単発機 多発機		最大離陸重量 五千七百キ ログラムを 超えるもの	多発機
	四万二千二百円		五万三千三百円（電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円）	四万八千三百円（電子検査申請の場合にあつては、四万八千二百円）	四万九千二百円	五万三千二百円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに五百九十円（電子検査申請の場合にあつては、五百六十円）を加算した額	四万三百円	五万二千七百円	五万二千七百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに千三百円を加算した額	五万二千七百円
	五万六千五百円									

五 法第二十 条第一項の 事業場の認 者	四 法第十七 条第一項の 予備品証明 を申請する 者						
		イ 初めて認定を申請する場合					
飛行船	滑空機	動力滑空機	その他の滑空機	回転翼 航空機		最大離陸重量五千七百キログラムを 超えるもの	
				最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの		単発機
				五万七千円に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに五百九十円（電子検査申請の場合にあっては、五百六十円）を加算した額	五万七千円	四万二千七百円	五万六千五百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに千四百円を加算した額
		五万二千六百円	五万千円	五万六千円	二千四百円（電子証明申請の場合にあっては、千九百五十円）	六十万四千七百円（電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）にあっては、六十万四千二百円）	

別表第二(第二条関係)

二 発動機の排出物の実測を行う場合	一 騒音の実測を行う場合		航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機		区分	加算する額
	その他の航空機		飛行機			
	回転翼航空機		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		
	最大の 最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大の 最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	三十三万四千四百円	三十五万三千二百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに七千九百円を加算した額		
二十六万二百円	三十三万四千四百円	三十三万四千四百円	三十五万三千二百円	三十五万三千二百円	十一万六千九百円	加算する額

定を申請する者

ロ その他の場合

二十四万三千六百元(電子認定申請の場合にあっては、二十四万三千百円)

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（耐空証明）

第十条 国土交通大臣は、申請により、航空機（国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。）について耐空証明を行う。

2～4 （略）

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

三 耐空証明を受けたことのある航空機

四・五 （略）

6 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 前項第一号に掲げる航空機のうち、政令で定める輸入した航空機

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

（型式証明）

第十二条 国土交通大臣は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行う。

2～4 （略）

第十三条 型式証明を受けた者は、当該型式の航空機の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条

第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた型式の航空機が同項の基準に適合しなくなつたときも同様である。

2～4 （略）

第十三条の二 国土交通大臣は、申請により、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行う。

2 （略）

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四

項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも同様とする。  
4・5 (略)

(修理改造検査)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2～4 (略)

(予備品証明)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

2～4 (略)

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一 (略)

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者

六 第二十条第一項の認定を申請する者

七～二十二 (略)

○運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）（抄）

（専門委員の任命及び任期）

第一条 (略)



2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十五条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（報告書等）

第二十五条 委員会は、事故等調査を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

一〜四 （略）

2・3 （略）